

越前市サッカー場ネーミングライツパートナー募集要項

越前市（以下「市」という。）は、越前市サッカー場（以下「募集施設」という。）におけるネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1 募集の目的

ネーミングライツ制度の活用により、募集施設の運営基盤の安定及び強化を図り、魅力ある社会体育事業の展開や、より良いサービスの提供を通じて、スポーツの振興を目指します。

2 対象施設の概要

施設名称	越前市サッカー場
所在地	越前市瓜生町第6号16番地の2
施設概要	敷地面積：約1.6ha サッカー場：全面人工芝 一般用1面68m×105m（少年用2面使用可） 休憩所：延床面積 約130m ² 平屋建て ロビー、男女更衣室、ピロティ 駐車場：90台分程度 夜間照明：6基設置

3 募集内容

募集施設の施設名称（条例上の施設名称をいう。以下同じ。）に代わって通常使用する愛称を付与する権利（以下「命名権」という。）の購入者（ネーミングライツパートナー。以下単に「パートナー」という。）を募集します。

（1）命名権の内容及び愛称の決定方法

- ① パートナーは、募集施設の愛称として、企業名や商品名などを含む愛称を命名することができます。
- ② パートナーは、募集施設において使用する印刷物や看板等に当該愛称や企業ロゴ等を表示することができます。
- ③ パートナーは、（3）①に定めるものについて、その愛称を表示することができます。
- ④ 使用する愛称は、（2）に定める愛称付与の条件を満たすものに限ることとします。
- ⑤ 使用する愛称及び企業ロゴ等の表示方法については、パートナーの選定に関する審査後、パートナーの候補者として選定された応募者と市の両者で協議して決定することとします。
- ⑥ 条例上の施設名称の変更は、行いません。また、愛称の使用が開始されても、条例等の正式名称を使用又は併記する場合があります。

(2) 愛称付与の条件

- ① 市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい呼びやすいものとします。
- ② 市の名称を含まない愛称については、越前市の公共施設であることがわかるよう、原則として条例等の正式名称を併記していただきます。
- ③ 施設利用者の混乱を避けるため、契約期間途中での愛称の変更は、認めないこととします。
- ④ 愛称の使用に当たっては、次に掲げる愛称については、認めないこととします。
 - ア 越前市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年1月18日施行）第3条各号のいずれかに該当する愛称
 - イ 酒類又はたばこに関する製品名その他未成年者の飲酒又は喫煙を誘引しうると認められる愛称
- ⑤ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

(3) 愛称の表示

- ① 愛称の表示が可能なものは、次のとおりです。なお、新たに看板等の設置を希望する場合は、別途協議の上、設置の可否を決定することとします。
 - ア 建築物や防球フェンス
 - イ 施設入口の看板
 - ウ 施設敷地内の案内板
 - エ 印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）
 - オ 施設のホームページ
- ② 施工の範囲、実施時期及び内容については、市とパートナーとで協議の上決定します。（掲示箇所や規格・寸法・構造・材質・設置方法等については、市と協議して決定）なお、施設屋外に設置する看板等の広告物については、福井県屋外広告物条例による規制がかかるため、デザイン案を作成した段階で相談願います。
- ③ 施設パンフレットその他の印刷物への愛称の表示については、原則として、契約期間開始後に作成される印刷物から行うこととし、それまでは、既存の印刷物を使用する場合があります。
- ④ パートナーが敷地外看板等における表示変更を希望する場合は、市とパートナーとで協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

(4) 愛称の普及・定着

- ① パートナー決定後は、速やかに、市は、報道機関への資料配布、ホームページ等を通じて発表します。
- ② 市は、愛称の普及・定着を図るため、市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア等に対し、愛称の使用を働きかけます。

(5) 愛称表示等に伴う費用負担

パートナーは、5に定める命名権料とは別に、愛称の表示等に伴う費用を市と分担して負担することとします。その場合における費用の負担は、原則、次の表のとおりとします。

〔費用負担表〕

項目	市	パートナー
市広報、市ホームページ等により愛称を広告にかかる費用	○	
市が使用するパンフレット、封筒等の印刷の作製にかかる費用（※1）	○	
市ホームページの表示変更	○	
市の瑕疵による契約解除にかかる費用	○	
敷地内外看板等の表示変更（※2）		○
愛称を表示する看板等の新設・架け替え等看板の設置にかかる費用（※3）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パートナーの瑕疵による契約解除にかかる費用		○

上記の他、ネーミングライツ導入に起因して発生する費用の負担等については、市とパートナーで協議することとします。

※1 本市及び指定管理者作成のパンフレット等の印刷物での愛称の表示については、協議の上、対応を決定することとします。

※2 敷地外看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について実施します。

※3 新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

（6）命名権以外のパートナーメリット

① 施設に命名することで得られるメリット（施設内外での名称表示や対象施設の印刷物やホームページなどでの標記の使用）以外に市がパートナーに提供する特典は、次のとおりです。

ア パートナーが募集施設を利用する場合、年間5日間を限度として、条例、規則、要綱等で算出された施設使用料（照明使用料を除く）を全額免除

イ 募集施設でのパートナーに関連する製品の展示（展示箇所については、市と協議して決定）

ウ 募集施設内の管理棟でのパートナーに関連する企業広告やポスター等の掲示（掲示箇所や規格・寸法・構造・材質・設置方法等については、市と協議して決定）

エ 市ホームページ等広報媒体による露出

オ 募集施設パンフレット等による露出

② ①のほかに希望する特典がある場合には、パートナーの応募の際に提案してください。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

5 命名権料

年額50万円以上（消費税及び地方消費税を含みます。）とします。

なお、命名権料の取り扱いにつきましては次のとおりとします。

- (1) 契約時期が年度途中から始まる場合の初年度の命名権料、及び契約終了が年度途中となる場合に最終年度の命名権料については、月割りにより按分計算（1月末満の端数期間については、切上げ）します。
- (2) 命名権料は、年度毎に当該年度分を前納することとし、市が指定する期限までに納入するものとします。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (3) パートナーの責めにより契約を解除した場合、命名権料の返還は、行いません。
- (4) 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及び命名権料の変更・返還は、原則として行いません。

6 応募資格

パートナーとなることができる者は、越前市内に本社または支社を有する法人とします。

ただし、次のいずれかに該当する者については、パートナーとなることができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、越前市暴力団排除条例（平成23年越前市条例第17号）に規定する暴力団員等が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者
- (4) 福井県及び越前市から指名停止措置を受けている者
- (5) 税（市税並びに国税及び都道府県税）を滞納している者
- (6) 法令等の規定に違反している者又は行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (7) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしている者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する者
- (10) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る者
- (11) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る者
- (12) 社会上の問題となっているものに係る者
- (13) その他パートナーとして適当でないと市長が認める者

7 応募手続

(1) 募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月9日（月）午後5時（必着）

※ 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

※ 郵送による応募の場合は、期間内必着。

(2) 質疑受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月2日（月）まで

※ 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

受付方法は、越前市サッカー場ネーミングライツパートナー募集に関する質問書（任意様式）により、電子メール又はスポーツ交流課窓口にて提出のこと。（口頭不可）

※ 受付した旨のメールを返信します。

(3) 応募方法

応募希望者は、(5)に掲げる書類（正本1部、副本1部）を持参又は郵送により市に提出してください。

(4) 問い合わせ先、申込書の提出先

〒915-8530

福井県越前市府中一丁目13番7号

越前市総務部スポーツ交流課（市役所5階）

電話 0778-22-7463（直通）

(5) 提出書類

- ① 越前市サッカー場ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② 委任状（様式2）※代理人が応募する場合
- ③ 法人概要書（様式3）
- ④ 役員名簿（様式4）
- ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- ⑥ 直近の会計年度の事業計画書
- ⑦ 直近3期分の決算報告書類
※ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、勘定科目内訳明細書
- ⑧ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（応募前3か月以内に発行されたもの）
- ⑨ 印鑑証明書（応募前3か月以内に発行されたもの）
- ⑩ 税（市税並びに国税及び都道府県民税）に未納がないことを証する書類（直近1年度分の納税証明書）（応募前3か月以内に発行されたもの）

(備考) 当該法人に係る下記の証明を提出してください。

市税： 最新の納税証明書（課税されている全税目の記載があるもの）

国税： 未納が無いことの証明（税務署発行の様式の3の3）

都道府県民税： 未納が無いことの証明

⑪ 誓約書（様式5）

⑫ 社会貢献活動の実績及び今後の取組計画（様式6）

(6) その他留意事項

① 応募及び契約締結にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。

② 提出書類等は、関係機関等に意見を聞く目的でも使用することがあります。また、提出書類等は返却いたしません。

8 パートナーの審査・選定方法

(1) 審査方法

越前市有料広告掲載等の取扱いに関する要綱第9条に基づき設置する、広告審査委員会において(2)の審査基準表に定める審査項目により総合的に判断し、総合評価点の高い順から順位付けを行います。なお、応募が1者の場合であっても広告審査委員会による審査を行います。

また、審査方法は、書面審査を原則としますが、必要に応じヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査基準

審査区分	審査項目	配点
A 契約条件	応募金額、相対評価	40
	命名権以外のパートナーメリットの提案事項	10
B 地域貢献状況等	地域貢献の活動実績及び今後の計画	40
C 経営の安定性	財務状況から見た応募者の経営の安定性 ネーミングライツ料の支払能力	10
総合評価点		100

(3) 応募者が1者の場合の合格基準点

(2)の審査基準表において、審査委員の配点平均80点以上とします。

(4) 契約の締結

(1)による審査結果に基づき第1順位の候補者と使用する愛称及びネーミングライツ契約に係る必要事項についての協議を行い、協議が整った場合には、当該候補者をパートナーとして決定し、契約の手続を行います。

ただし、合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、第2順位以下の候補者と順に協議を行うものとします。

(5) 公表・周知

パートナーの選定結果については、応募者全員に通知するとともに、市ホームページ等において公表します。

9 その他留意事項

- (1) パートナーの決定後に、パートナーが「6 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市は、パートナー決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。
- (2) 命名権料の納入時期等、契約の詳細については、協議の上、決定します。

10 スケジュール

項目	日 程
募集期間	令和8年1月5日(月)～2月9日(月)
事前審査	令和8年2月中旬(予定)
候補者の選定(広告審査委員会の開催)	令和8年2月下旬(予定)
詳細協議、契約	令和8年3月上旬(予定)
愛称の表示準備	令和8年3月中旬(予定)
愛称の使用開始	令和8年4月1日
契約期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日

11 問い合わせ先、申込書の提出先

福井県越前市府中一丁目13番7号

越前市総務部スポーツ交流課 (市役所5階)

電話 0778-22-7463 (直通)

FAX 0778-22-7497

E-mail sport@city.echizen.lg.jp